議　　題

福祉保健関係部課長会議

１　母子生活支援施設保護等の基準について（みよし市提出）

【要旨】

児童福祉法第 23 条の規定による母子生活支援施設における保護に関して、どんな基準で進めているか。

（１）入所申し込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準

児童の福祉に欠けるところがある場合に該当する具体的な事例・事由は、どんなことでしょうか。

（２）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲

保護施設が支援する範囲外の事柄で、市が実施する支援は具体的にどのような支援を、どの程度まで行っていますか。（住居の移転、必要手続や裁判所への同行支援など）

（３）退所させる際の判断基準

本人の申し立てばかりでなく、福祉事務所として当該母子が自立できた、あるいは自立できる見込みがある、と判断する根拠、はどんなことでしょうか。

２　生活困窮者自立支援事業について（安城市提出）

【要旨】

生活困窮者自立支援法が平成２７年度から施行され、福祉事務所設置自治体が取り組むこととなっています。

事業実施に向け、どのような方法で行われるかご教示願います。具体的には、必須事業の施行予定を直営・委託別、委託の場合は委託予定先をお聞かせください。

また、任意事業実施の準備状況をお聞かせください。

３　子ども・子育て支援新制度の施行について（豊橋市提出）

【要旨】

新制度は、平成２７年４月から施行する予定になっているが、国は、施行に向けた作業が遅れ気味である。

また、提供される情報も同様に遅れているため、保育園・幼稚園の新制度への移行調査、必要な条例整備や支給認定への事務作業なども進まない状況となっている。

限られた時間の中、新制度の施行が危惧されるため、各市における現在の進捗状況や今後のスケジュール、保育園・幼稚園、保護者への周知方法などについて伺いたい。

４　その他